

計画作成年度	令和5年度
計画主体	広島県尾道市

尾道市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業部 農林水産課
所在地 広島県尾道市久保一丁目15番1号
電話番号 0848-38-9473
FAX番号 0848-37-2377

メールアドレス norin@city.onomichi.lg.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、カラス、ヒヨドリ、ヌートリア、シカ、カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	広島県尾道市全域

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	131.0万円、 2.3ha
	果樹(柑橘類、ブドウ、イチジク、モモ、柿、栗)	2,847.0万円、17.3ha
	野菜(サツマイモ、ジャガイモ、大根、キヌサヤ、キャベツ、南京、スイカ、トマト)	60.0万円、 0.2ha
サル	果樹(ブドウ、柿)	575.0万円、 3.5ha
	野菜全般	10.0万円、 0.2ha
カラス	果樹(ブドウ、モモ、柑橘類、イチジク、柿)	507.0万円、15.0ha
ヒヨドリ	果樹(ハウスブドウ、ブドウ、早生みかん、中晩柑等)	407.0万円、13.0ha
ヌートリア	水稻	2.0万円、 0.1ha
シカ	野菜(大豆)	15.0万円、 0.1ha
カワウ	魚類(メバル、アイナメ、タイ類、カサゴ、コノシロ等)	877.0万円、 -

(2)被害の傾向

①イノシシ

イノシシによる被害は、島嶼部を含めた市内全域において、タケノコや水稻、イモ類、野菜等、ブドウ・桃・柑橘など農作物全般となっている。水稻については、防護柵の普及により、水稻への被害は減少傾向にあるが、その周辺の水路付近での掘り返しにより、ほ場の法面崩壊が増加傾向にある。また、島嶼部における柑橘類への被害は、果実の食害のみならず、幼木・成木の枝折りや根の掘り起こし、園地の石垣の崩壊等が多数発生しており、被害額が甚大となっている。

令和3年度捕獲数は、前年度に比べて13%程度増加し、1,940頭となり、捕獲頭数も増加傾向となっている。

現状は、近年、市街地や住宅密集地への出没が増えており、銃器による捕獲或いは止めさしが困難となり、対応に苦慮している。特に向島、百島、因島、瀬戸田の島嶼部や沿岸部の市街地等に出没し被害を及ぼすとともに、噛みつきによる人身事故や公道における衝突事故、空き家のみならず、一部地域では住居への侵入も発生しており、目撃情報や被害報告件数も増加している。

②サル

サルによる被害は、特にブドウの産地である木ノ庄地区或いは隣接する御調町市・河内・国守地区において、ブドウ・栗・柿等の収穫期に20頭～100頭前後の群れが移動しながら農作物への被害を及ぼしている。最近では、群れから出た「ハナレザル」が、市街地や民家の庭先に出没し、農作物被害のみならず、人に対する威嚇行動や、引っ掻かれる等の人身被害も発生している。

令和3年度の捕獲数は9頭となっており、近年は、くくりわなによる捕獲実績が増加傾向にあるが捕獲頭数は横ばいである。

③カラス

カラスによる被害は、向島・因島・瀬戸田等島嶼部及び高須町・山波町等の果樹や野菜において被害が発生している。特に島嶼部の柑橘類やスイカ、キャベツ、沿岸部の桃、イチジク等の収穫期の食害が深刻となっている。

令和3年度の捕獲数は2,603羽であり、平成30年以降、大型箱わなの設置により捕獲が急激に増加している。

④ヒヨドリ

ヒヨドリによる被害は、向島・因島・瀬戸田等島嶼部及び浦崎町・因島地域等の果樹や野菜を中心に被害が発生している。特に柑橘類等やキャベツなどの野菜の収穫期における食害が発生しており、被害額は増加傾向にある。

令和3年度の捕獲実績は無く、数年ごとの大量襲来があるため、捕獲については極端な傾向にある。

⑤ヌートリア

ヌートリアによる被害は、尾道市内のほぼ全域のため池、河川及び水路に生息情報があり、水稻、野菜等を中心に被害が増えつつある。また、島嶼部においても、柑橘の若木及び成木の根の食害等の被害が発生している。

令和3年度の捕獲数は2頭となっているが、被害は増加傾向にある。

⑥シカ

シカによる被害は、野菜・豆類の苗の食害をはじめ、水稻やヒコバエを食すための水田への侵入、ヒノキ等の樹皮への被害がある。近年、幼獣の捕獲が増加していることや親子の目撃情報が多数あるため、個体数が増加し、農作物被害が増えてくるものと予想される。

主に、御調町・木ノ庄町全般において捕獲実績があり、令和3年度の捕獲頭数は34頭となっており、ここ数年は増加傾向にある。

⑦カワウ

カワウによる被害は、海域全体で発生しており、主に、メバル・アイナメ・タイ類・カサゴ・コノシロ等への食害の実態がある。

被害予想については、被害額が877万円と推定している。

令和3年度の捕獲実績は無く、カワウ対策については広域に取り組む必要があることから、広島県との連携が不可欠となっている。

(3)被害の軽減目標

指標(被害金額)	現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
イノシシ	3,038.0万円	2,126万円
サル	585.0万円	409万円
カラス	507.0万円	354万円
ヒヨドリ	407.0万円	284万円
ヌートリア	2.0万円	1.4万円
シカ	15.0万円	10.5万円
カワウ	877万円(推定)	613万円

指標(被害面積)	実績(令和3年度)	目標値(令和7年度)
イノシシ	19.8ha	13.9ha
サル	3.7ha	2.5ha
カラス	15.0ha	10.5ha
ヒヨドリ	13.0ha	9.1ha
ヌートリア	0.1ha	0.03 ha
シカ	0.1ha	0.03ha
カワウ	—	—

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>本市では、旧市町単位で捕獲班が整備されているため、それに準じて、広島県猟友会尾道地区と連携して、尾道市有害鳥獣捕獲対策協議会における被害発生予察・実施計画に基づき、捕獲を実施している。</p> <p>捕獲手段に関して、捕獲班による銃器・わなを用いた捕獲の実施。併せて、貸出箱わなの設置事業を捕獲班と地元住民が連携して実施している。</p> <p>また、箱わなへのアニマルセンサー設置による効率的な捕獲や、わな見回り等の負担軽減が図られる長距離無線式捕獲パトロールシステムの導入を行った。</p>	<p>高齢化による狩猟者の減少に伴い、捕獲の担い手の育成が急務となっている。</p> <p>さらに、鳥獣は市町の境界を越えて被害を及ぼす可能性があるため、周辺の市町と連携した捕獲の実施についても喫緊の課題となっている。</p> <p>近年、市街地への出没が増加傾向にあり、有害鳥獣の出没に対して、銃器での捕獲や止めさしができないため対応に苦慮している。</p> <p>また、被害が増えつつあるヌートリア等外来生物種や小動物の農作物被害及び有害鳥獣の生息状況調査等の対策が急務である。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>鳥獣防護さく等設置事業として、農林業者の防護さく設置に対して補助を行っている。</p> <p>平成30年度からは、市街地出没防止を目的とする非農林業者が構成する団体による大規模さく設置に対する補助も行っている。</p> <p>また、新規の防護さく設置者に対しては、正しい設置の仕方などについて説明している。</p>	<p>中山間部においては、防護さくの整備が進みつつあるが、島嶼部においては防護さくの普及が急務となっている。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>地域からの要請で出前講座を開催し、イノシシ等の生態や地域ぐるみでの取組みの重要性等について周知している。</p> <p>また、森づくり事業を活用した鳥獣被害防止林整備にも取り組んでいる。</p>	<p>有害獣の隠れ処となる耕作放棄地の茂みの刈払いや、放任果樹の除去等に係る啓発活動に取り組んでいるが、地域住民の主体的な活動に至っていないことが課題となっている。</p>

(5)今後の取組方針

被害防止対策としては、防護さく設置などの「防護」と「有害捕獲」及び「生息環境管理」を組み合わせることで対応することが効果的であると考えている。

「防護」については、防護さく設置の普及・啓発に努めるとともに、引き続き設置に対する補助を実施していく。

また、2戸以上で2筆以上のほ場を効率的に囲う防護さく設置や市街地出没防止を目的とした町内会等の団体で大規模防護さく設置に対する補助も実施していくとともに、国の交付金を活用した侵入防止柵の設置も検討する。

「捕獲」については、被害情報の提供・捕獲状況の情報交換等、捕獲班との連携を密にしながら捕獲体制を進めるとともに、ICT技術の導入により、捕獲班員の負担軽減を図る。引き続き、貸出箱わな設置事業については、捕獲班と地元住民が連携して実施していく。また、市内各捕獲班或いは周辺市町との捕獲体制の確立を目指していく。さらに、捕獲に従事する狩猟後継者の育成を推進していく。

「生息環境管理」については、市広報やホームページ、SNSを活用した「イノシシが近づきにくい環境づくり」の情報発信により、市民に周知を図る。併せて、地元からの要請による出前講座にアドバイザーとして出向き、有害鳥獣に対する知識の習得や防護さくの設置状況の確認、刈り払いによる緩衝帯設置及び放任果樹の除去等の実践的な被害防止等について、助言・指導を行うことにより、地域住民が主体的に有害鳥獣対策に取り組む機運を高める。

今後の計画

防護と捕獲及び生息環境管理での被害防止対策を推進する。

市内全域或いは周辺市町との捕獲体制の確立を目指す。

捕獲に従事する狩猟後継者の育成を推進する。

有害鳥獣の生息状況及び生態調査を関係機関と連携して進めるとともに、生息環境管理を行う。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

現在、尾道有害鳥獣捕獲班第1班25名、尾道有害鳥獣捕獲班第2班2名、御調有害鳥獣捕獲班27名、向島有害鳥獣捕獲班7名、因島有害鳥獣捕獲班44名、瀬戸田有害鳥獣捕獲班10名、瀬戸田わな有害鳥獣捕獲班19名の合計7班集体で134名が農林業者等からの依頼を受けて、有害鳥獣の捕獲を実施していく。

大型獣の銃器による捕獲については、半矢を防止するために、ライフル銃を使用する必要がある。

また、実施隊においては、導入した箱わなの貸し出し設置管理や箱わな設置時の捕獲者へのサポート

等、協力体制を強化していく。

(2)その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ、サル、カラス、ヒヨドリ、ヌートリア、シカ、カワウ	<p>捕獲班と連携して、国事業等を活用し、捕獲機材(箱わな・ICT技術等)の導入を進めると共に、狩猟免許取得のための講習会・試験等の周知を行い、新規免許取得に係る手数料補助、捕獲班員の免許更新補助等、狩猟者の確保、育成を進めていく。</p> <p>また、効果的な捕獲を行うために、国事業等を活用して有識者による講演会を開催し、技術指導者の育成または市民への啓発を図る。</p> <p>カワウについては、県や近隣市町との連携の上、海域ごとに検討した対策方法を実施していく。実施については、先進的な捕獲技術について情報収集し、積極的に技術導入を図るとともに、カワウ被害及び対策について普及啓発を図る。</p>
令和6年度	同 上	同 上
令和7年度	同 上	同 上

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

広島県鳥獣保護管理事業計画や、第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。

①イノシシ

直近3か年の捕獲頭数が 令和元年度1,850頭、2年度1,724頭、3年度1,940頭と増加傾向にあるため、令和5年度以降の捕獲計画数を2,100頭とする。それ以降については、被害状況を見ながら、随時変更していくものとする。

②サル

サルについても、被害件数が増加しているとともに農作物への被害は深刻である。最近の捕獲頭数が、令和元年度17頭、2年度17頭、3年度9頭であり、特にブドウの収穫時期には、木ノ庄地区と御調町との境を20頭～100頭前後の群れが行き来し被害をもたらしていると推察しており、大型箱わなの設置で捕獲を強化する。

令和5年度以降については捕獲計画数を20頭とし、群れを分散させないよう捕獲に取り組む。

③カラス

カラスについては、吉和町・木ノ庄町・高須町・山波町・島嶼部等において、特産物である果樹や野菜の収穫時期の食害が深刻となっている。平成29年度から箱わなによる捕獲を開始したことで、急激に捕獲羽数が増加しており、令和元年度 2,374羽、2年度 1,872羽、3年度 2,603羽と推移している。

令和5年度以降も継続して、箱わな及び銃器による捕獲に取り組み、捕獲計画数を2,700羽とする。

④ヒヨドリ

ヒヨドリについても、カラスと同様に果樹や野菜への被害がある。捕獲実績は、令和元年度0羽、2年度104羽、3年度0羽と数年ごとに大量襲来があり、捕獲数も極端な増減傾向になっている。

令和5年度以降も継続して捕獲を行っていくこととし、捕獲計画数は300羽とする。

⑤ヌートリア

ヌートリアについては、ほぼ全市域に生息情報があり、特に野菜や果樹を栽培している浦崎町・御調町・因島地域に被害が増えつつある。捕獲実績は、令和元年度8頭、2年度4頭、3年度2頭と推移しており、小型箱わなの設置で捕獲を強化する。

令和5年度以降も継続して捕獲に取り組むこととし、捕獲頭数を20頭とする。

⑥シカ

シカについては、御調町・木ノ庄町・栗原町で捕獲実績や目撃情報がある。捕獲実績は、令和元年度33頭、2年度41頭、3年度34頭であり、幼獣の捕獲も多くなっていることから、生息数も増加傾向にあると推察される。特に、野菜や水稻、ヒノキの新芽・樹皮の食害も増えている現状を踏まえ、令和5年度以降も継続して捕獲に取り組むこととし、捕獲頭数を50頭とする。

⑦カワウ

カワウについては、海域全体で漁業被害が深刻化している。現状の対策は、コロニーからの追い払いが主体のため、捕獲実績は無い。

特に、カワウ対策は、県、近隣市町及び尾道市水産振興協議会と協議・連携を図りながら進めていく必要があり、対策方針によっては、内水面のみならず海域での捕獲活動の機会も増えると予想されることから、令和5年度以降の捕獲数は100羽とする。

※①・②・⑤・⑥は銃器・わな(箱わな・くくりわな)、③は銃器・箱わな、④・⑦は銃器を用いて捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	2100	2100	2100
サル	20	20	20
カラス	2700	2700	2700
ヒヨドリ	300	300	300
ヌートリア	20	20	20
シカ	50	50	50
カワウ	100	100	100

捕獲等の取組内容

イノシシ・サル・シカ・ヌートリアについては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、箱わなを購入し、銃器・わなを用いて4月1日から11月14日、翌年の3月1日から3月31日に予察捕獲を行う。

カラス・ヒヨドリ・カワウについては、銃器(カラスは箱わなも含む)を用いて4月1日から11月14日、翌年の2月16日から3月31日に予察捕獲を行う。

対象区域は本市全域である。なお、原則として区域は旧地域単位で分けるものとするが、各捕獲班が臨機応変に協力体制を取れるよう、本市全域としている。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>イノシシ、シカ等の大型獣類の捕獲については、半矢を防ぎ、より確実な捕獲を行う。また、場合によっては射程距離が長く、遠距離からでも命中率の高いライフル銃を使用する必要がある。</p> <p>実施時期は、4月1日から11月14日、翌年3月1日から3月31日に行い、区域は本市全域(銃器使用可能場所)とする。</p> <p>また、人身被害のおそれがある場合は、警察の立会いの下、使用する。</p>

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当無し	該当無し

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	電気さく 20,000m	電気さく 20,000m	電気さく 20,000m
サル	金網 20,000m	金網 20,000m	金網 20,000m
ヌートリア	トタン板 500 m	トタン板 500 m	トタン板 500 m
シカ			
カラス	防鳥ネット 500 m ²	防鳥ネット 500 m ²	防鳥ネット 500 m ²
ヒヨドリ			

(2)侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ サル ヌートリア シカ	防護さく設置後は、さく周辺の刈り払いを行い、侵入箇所の有無の確認、補修や補強を行うよう指導する。また、さく周辺に出没する場合には、複数人による追い払い及び山への追い上げを行うよう指導する。	同 左	同 左
カラス ヒヨドリ	防鳥ネット設置後は、侵入箇所の有無の確認、補修及び補強を行うよう指導する。	同 左	同 左

5 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

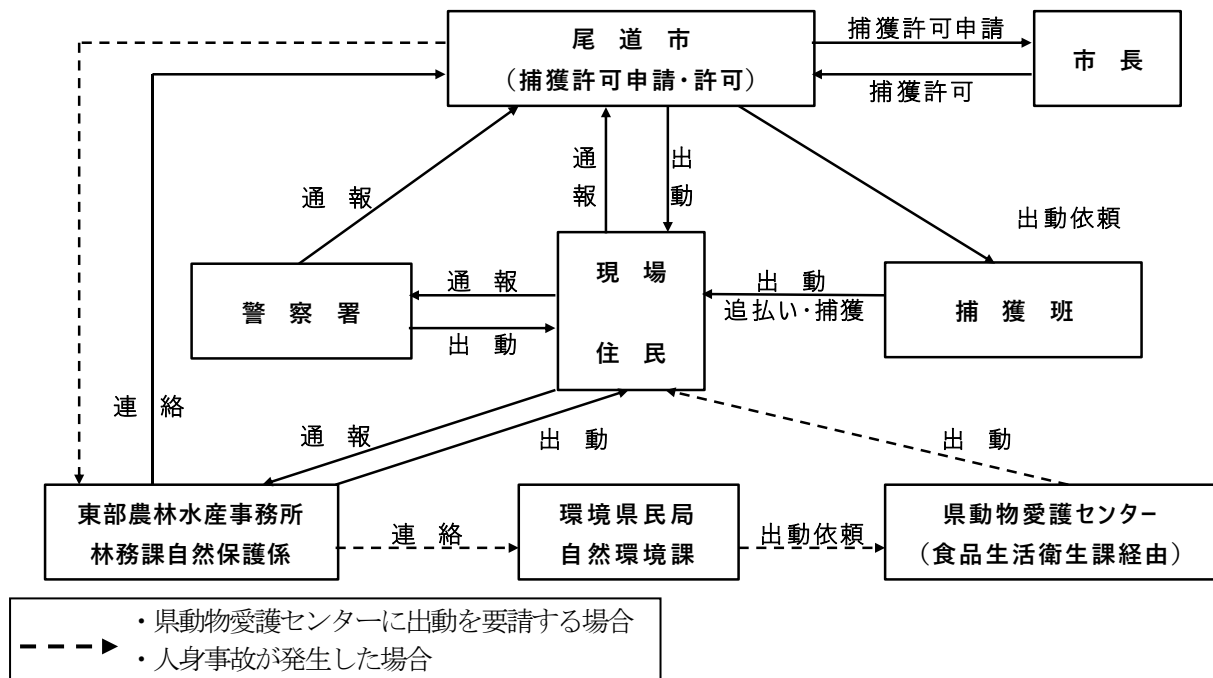
年 度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ シカ サル	被害防止に関する普及啓発として、市が作成したパンフレット「イノシシが近づきにくい環境づくり」の周知に取り組む。また直接、アドバイザーとして被害場所に行き、地域ぐるみで取り組み可能な防護さく設置や刈り払いによる緩衝帯設置、放任果樹の除去等の指導を行う。 また、地元住民からの要請による出前講座にアドバイザーとして出向き、有害鳥獣に対する知識の習得と実践的な被害防止に繋がるような対策の普及啓発を行う。
令和6年度	同上	同上
令和7年度	同上	同上

6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
広島県東部農林水産事務所 林務課自然保護係	違法わな等により捕獲されている場合の調査又は狩猟取締り
尾道警察署・福山西警察署	住民の安全確保、違法わな等による捜査、不測の事態が生じた場合の警職法第4条第1項の措置
尾道市	住民の安全確保、追払い、捕獲班への指示、有害鳥獣捕獲許可申請・許可
広島県猟友会尾道地区 (尾道市有害鳥獣捕獲班)	追払い、捕獲・止めさし(銃器又はそれ以外の方法)

(2)緊急時の連絡体制



7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場で埋設、または解体処理施設で解体後に焼却処理場へ運搬し、焼却する。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲等をした対象鳥獣の有効利用については、処理加工施設の確保、同施設の管理運営、経済性、食肉検査等安全衛生面、販路の模索等の検討すべき懸案事項があり、当面は各地の情報収集に努めていく。
ペットフード	
皮革	
その他(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の実施体制

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

該当なし

9 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称: 尾道市有害鳥獣捕獲対策協議会

構成機関の名称	役割
尾道市産業部農林水産課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
広島県猟友会尾道地区	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
尾道市農業協同組合 三原農業協同組合 尾道市水産振興協議会	対象地(海)域を巡回し、技術指導・情報提供・捕獲協力を行う。
尾三地方森林組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(2)関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
尾道警察署 福山西警察署	オブザーバーとして尾道市有害鳥獣捕獲対策協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供を行う。
福山市 三原市 世羅町 府中市	有害鳥獣関連情報の提供並びに市町境の捕獲許可事務手続き等を行う。
広島県東部農林水産事務所 林務課自然保護係 尾道農林事業所農村振興課産地推進係	オブザーバーとして尾道市有害鳥獣捕獲対策協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。
広島県東部農業技術指導所	技術指導等を行う。

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>尾道市鳥獣被害対策実施隊は、平成23年12月6日に設置され、市長が指名した市職員により編成されている。</p> <p>わな免許所持者5名を含む、計12名が構成員として配置されており、市役所本庁及び各支所単位で、有害鳥獣の捕獲、防護さくの設置及びその他の被害防止対策に関する事項を所掌している。</p>

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし
